

日本の裁判員制度：英米の陪審制度から学べること¹

リチャード グラディング²

1 はじめに

本日の講演は「裁判員制度：英米陪審制度から学べること」というテーマです。2009年5月までには³、日本は新しい裁判員制度を導入します。法律は、ほとんどの場合、専門家にとってしか面白さがないことと思いますが、日本の新しい裁判員制度は全ての国民に関係がありますし、日本の司法制度の将来にとってとても重要な出来事だと思います。したがって、最近、日本の政府は国民の理解や支持を得るために裁判員制度を国民に宣伝したり、説明したりしていますので、本日の話が皆さんにとって少しでも役に立てば嬉しい限りです。本日の講演で、最初に、日本の裁判員制度の基本、在り方と特徴を簡単に説明します。そして、英米陪審との主な相違点を提示して、私の意見も混じえながら英米から学べることについて少し説明するつもりです。

2 日本の裁判員制度

日本の新しい裁判員制度の主な特徴を少し見てみましょう。現在の司法制度で、刑事裁判の評議と評決は職業裁判官のみによって行われます。裁判官は証拠を聞いたり、調べたり、検討したりして判決を下します。一方、新しい裁判員制度では重大な罪の刑事事件について一般の国民は裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、そして有罪の場合、量刑を決めます。一般の国民は裁判員の候補者として、一つの事件のためにアトランダムに選ばれます。裁判官と国民の裁判員が一緒に判断する方法はドイツやフランスなどのヨーロッ

パの裁判制度と似ていますが、国民が一つの事件のためにしか選ばれないのは、英米の陪審制度と同じです。日本弁護士連合会は英米のようなシステムの採用を勧めたのですが、法務省と最高裁とは裁判官の事実認定や有罪の判決についての役割を保持したかったので、日本の政府は妥協案を提案しました。

2.1 対象にする事件

裁判員制度はどのような事件に採用するのでしょうか。対象にする事件は、重大な罪の刑事事件です。つまり、死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪に係る事件、それから故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件です。例えば、殺人事件、人に怪我をさせ、その結果、死亡させた事件、飲酒運転で人をひき死亡させた事件、麻薬特例法違反、偽造通貨行使などです。2004（平成16）年にこのような事件は3300件ぐらいありました。これは刑事事件数の5%ぐらいでしたので、比較的少ないと思います。裁判員制度が適用される事件の場合、被告人はこれを拒否することができません。つまり、裁判官のみによる裁判を選ぶことができません。被告人は有罪と答弁しても裁判員制度が刑の量定の判断に適用されます。

イギリス（イングランドとウェールズ）やアメリカの場合、陪審を利用できる事件の種類はより広いです。しかし、陪審制度が適用されても、多くの場合被告人は拒否することができます。その結果は、アメリカでは1～15%、イギリスやオーストラリアでは約1～2%だけが刑事事件で陪審が利用されているという統計があります⁴。

2.2 裁判員の役割

通常は、裁判官3人と裁判員6人がともに関与します⁵。国民は、裁判員として選ばれると、裁判官と一緒に刑事事件の審理（公判）に出席します。

審理では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人などに質問することもできます。全ての証拠が提出されると、評議で裁判員は裁判官とともに証拠を検査します。証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどれぐらいの量刑にするべきかを裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになります。

法律的には、評決をするために裁判官と裁判員とは一緒に事実の認定、法令の適用、刑の量定に関する判断を行います。裁判官だけは法令の解釈に係る判断、訴訟手続に関する判断などを行います。したがって、評議で裁判長は必要と認めるときは法令の解釈と訴訟手続に関する判断を裁判員に示さなければなりません。法律によって、検討、議論している間、それぞれの裁判員は自分の意見を述べる義務があります。評決は多数決により行われます。つまり、9人中の5人以上の同意によるのです。ただし、その多数意見には、裁判官、裁判員のそれぞれ一人以上の賛成が必要とされています。評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告（言渡し）をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

2.3 裁判員の候補者

誰が裁判員になることができるのでしょうか。裁判員となる候補者は、一般に選挙権を有する人です。したがって、20歳以上の日本人です。しかし、色々な例外があります。次の者は裁判員になることができません：①禁錮以上の刑に処せられた者、②心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者、③義務教育を終了していないか同等以上の学識のない者。裁判員となることのできない、いくつかの就業禁止事由もあります。例えば、国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員、裁判官、検察官、弁護士、法律学の教授、法務省の職員、警察職員、都道府県知事および市町村長、自衛官なども裁判員になることができません⁶。当該事件の関係者も裁判員にな

ることができません。例えば、被告人または被害者本人の親族や同居人は禁止されています。それから国民は裁判員の候補者として選ばれたとしても、自分の状況によって裁判員となることから免除されることが出来る場合があります。例えば、70歳以上の人、大学生、重い病気のある人、同居の親族の介護や養育をしなくてはならない者などは辞退の申立てをすることができます。仕事のある裁判員は一般に仕事を休まなくてはなりません。しかし、裁判員は職場から必要な休みをとることが法律で保証されています。会社が解雇などの不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。仕事に不可欠な職員、つまり事業に著しい損害が生じる恐れがある場合、辞退の申立てをすることができます。

2.4 守秘義務

裁判員制度の重要な原則の一つは「守秘義務」、つまり秘密を守る原則です。裁判員の身分、個人に関する事柄は秘密にされます。裁判員の名前や住所などの個人情報公にすることは法律で禁止されています。裁判員を選ぶ過程は公開ではありません。

裁判官と裁判員との評議も秘密です。裁判員は事件または評議についての秘密を公にすることは法律で禁止されています。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。特に利益を得ようとしてこのような秘密を公にすることは違法なのです。例えば、裁判員が新聞に秘密を売るのは違法です。何人も事件に関して裁判員に接触するのは、法律で禁止されています。例えば、ジャーナリストが裁判官と裁判員との評議の内容について聞くために裁判員に接触することは禁止されています。

2.5 裁判員の負担

陪審制度や裁判員制度についての一つの懸念は国民の陪審員、裁判員の負

担の問題です。つまり、どのくらい時間がかかるか、費用がかかるかという問題です。審理はどのくらいかかるかは訴訟の手續と事件の内容などによって異なります。現在までの訴訟手續では刑事事件の審理は月に一回一日ぐらしか開廷されません。したがって、全ての証拠を提出するまでに数年間がかかった事件もありました。しかし、日本の政府は国民の裁判員の負担をできるだけ軽減するような運用の工夫に努めていきたいと言っています。したがって、審理の訴訟手續を改革する予定があるようです。そうなれば、多くの審理は数日間で終わるのではないかと見込まれています。裁判員には日当や交通費が支払われます⁷。法務省の計算により、1年間で310人から620人に1人が裁判員候補者として呼び出されることになります。したがって、呼び出される可能性は0.1か0.2%以下です。とても少ないです。

3 英米陪審制度との比較

これらが日本の裁判員制度の主な特徴でした。次に英米陪審制度と比較して、考えられる学べることを提示したいと思います。

以下のテーマを検討します：①裁判員の辞退、免除、②裁判員と裁判官との関係、協力、③多数決の評決の効果、④メディアの影響、⑤正義と有罪率。

3.1 裁判員の辞退、免除

最初は、裁判員を選ぶことについて問題が起こる恐れがあります。つまり、多くの国民は裁判員にならない可能性があります。法律の欠格事由や就職禁止事由や辞退の申立てなどによって、多くの国民は裁判員になることができません。このルールは伝統的な英米陪審制度と似ています。イギリスやアメリカの法律では、最近まで多くの人は陪審員の職務から除外されるか辞退することができました。例えば、法律家、政治家、警察官、医者、学校の教師などは陪審員になることができないか、免除の申立てをすることができまし

た。その結果、イギリスやアメリカでは国民の50%ぐらいしか陪審員になっていませんでした。

除外する仕事の種類は伝統的な英米陪審制度より日本の方が少し少ないかもしれませんが、多くの国民は除外されたり免除されたりする可能性があります。最近のアンケートで多くの日本人は裁判員の仕事をしたくないという結果が出てました。だから多くの人は除外されていなくても辞退する理由、根拠を探すかもしれません。例えば、多くの人は親族の介護や仕事で忙しいなどの理由で辞退の申立てをする可能性がある、と私は思います。会社員の裁判員は会社から休みを取る権利が法律で保障されていますが、日本人は仕事が好きで、あまり休みを取りませんので「仕事が不可欠で」という理由で辞退の申立てをする可能性が高いかもしれません。

なぜこれは問題になるのでしょうか。陪審は「社会の代表」という働きをするのが目的です。陪審は裁判官より社会の規範やモラルをよく代表できると思われています。これは民主主義の国の一つの特徴だと言われています。しかし、国民の半分ぐらいしか参加しない場合、陪審は社会の代表になることができません。この問題を解決するために最近イギリスもアメリカも陪審の法律を改正しました。

3.2 法律家の禁止

裁判官、検察官、弁護士、法律学の教授などの法律家は裁判員になることができません。これは英米の伝統的な陪審制度に似ています。しかし、その理由、根拠は少し異なるかもしれません。イギリスやアメリカなどでは法律専門家の陪審員は素人の陪審員を指導して一般国民の常識を押える恐れがありました。しかし、日本の場合、歴史的に司法制度の色々な機関は法律家によって支配されるようになりました。例えば、簡易裁判所の裁判官、最高裁の裁判官、調停委員、仲裁委員、家庭裁判所の参与員などの役に常識を反映させるためには委員に法律上の資格は必要ではないのに、ほとんどの場合は

法律家が関与することになりました。したがって、司法制度には一般国民の常識が反映せず足りないと思われています。裁判員制度の導入によってこの常識の不満が解決されるようになると思われています。

3.3 候補者に対する異議

裁判員を選ぶ手続についてもう一つのポイントがあります。裁判員を選ぶ手続で、検察側と弁護側それぞれは理由なしで裁判員候補者の4人に対して異議、反対をすることができます。異議があったら裁判官は候補者を選ぶかどうかを判断します。これは伝統的な英米陪審制度に似ています。特に被告人が陪審員を選ぶ過程に参加することによって、審理は公平となり、被告人は判決について納得できると言われています。このような理由でアメリカではこの異議、反対の権利は保障されています。一方、このような権利によって選ぶ手続はアトランダムではなく、民主主義的ではないという批判があります。それから裁判員を選ぶ時間が長くなります。このような理由でイギリスは1988年にこの異議、反対の権利を廃止しました。日本では裁判員候補者に対する異議、反対の権利がどのように行使され発展するかを見まもらなくてはなりません。

3.4 裁判官の参加

英米陪審制度と比べると、一番重要な違いは裁判官の参加です。英米の刑事裁判の陪審はアトランダムに選ばれた12人の国民によって構成されています。つまり、裁判官は入っていません。英米の陪審審理では裁判官は法令の解釈と訴訟の手続に関する判断を行います。事実の認定と被告人が有罪か無罪かの判断に参加しません。

12人の一般国民によって事実の認定と有罪かが決められる理由はいくつかあげられています。一つは、一般国民の陪審員は国、政府から独立し

ていることです。裁判官は国によって任命、雇用されているので国や検察側や警察から独立していない恐れがあります。もう一つの理由は、12人の一般国民は裁判官より社会の規範とモラルが分かって、よく代表できると思われると思います。ほとんどの裁判官は年を取った特殊階級の男性ですので普通の人の生活のことがあまり分からないという恐れがあります。もう一つの理由は、ほとんどの人々は色々な差別的な態度を持っているからです。裁判官でも陪審員でも。しかし、12人の陪審員となれば、それぞれの色々な差別意識がお互いに相殺されて、バランスを持ててきます。もちろん、英米型の陪審制度を利用する国では、陪審制度は弱点もあると思う人がいます。例えば、一般国民は法律家ではないので複雑な事件の場合、事実と法律原則がよくわからない恐れがあります。例えば、最近、イギリスの政府は複雑な詐欺の事件において、検察官が裁判官のみによる審理を要求できる権利を導入しました。多くの場合、詐欺事件は複雑で、一般国民の陪審員にとって分かりにくいからだと思われています。

したがって、裁判員は裁判官と一緒に評決する日本の裁判員制度について、いくつかのポイントをあげることができます。一つは、裁判官が参加するので法律の原則などを素人の裁判員に説明することができます。これは良い点かもしれません。しかし、裁判官は公務員ですので国から独立していないと言えるでしょう。そして、評議で裁判官は裁判員に対して強い影響を与える恐れがあります。英米の陪審制度でもドイツなどの裁判員のような制度でもこのような恐れがあります。例えば、年長者、自信がある男性の陪審員は他の陪審員の意見を押し込む可能性があります。若い人や女性が年長者の男性、特に偉そうな裁判官を尊敬する強い傾向がある日本の文化、社会ではこの問題が起こる可能性がより高いと考えられます。陪審員や裁判員を評議にうまく参加させるのは難しいのです。ドイツの裁判員制度では裁判員は数年間の任命で豊富な経験があったとしても法律専門家の裁判官によって支配されると思われています。日本の場合、裁判員は一つの事件のためにしか選ばれていないので同じような問題が起こる可能性が特に高いと考えられます。

この問題を解決するために色々な可能な工夫があります。例えば、裁判員制度が始まる前に裁判官が裁判員の意見をよく聞いて尊重させるような特別な教育プログラムを開設することができます。それから裁判員のための司法制度についての教育プログラムを開設することができます。それから、どのように裁判官が評議を扱うかは重要な問題です。裁判官は裁判員を支配しないように気をつけなくてはなりません。例えば、裁判員、裁判官の意見の述べる順序は法律によって決まっています。評議でもし裁判官が先に意見を述べた場合、裁判員は反対の意見を述べるのは難しくなるかもしれません。だから、先に裁判員に意見を述べさせた方がよいかもしれません。しかし、決まっていないので裁判員が裁判官によって支配される可能性は高いのです。

3.5 多数決の評決は効果的か？

次の重要な相違点は多数決の評決ということです。日本の裁判員制度では多数決の評決しか必要がありません。つまり、9人の中の5人の賛成しか必要ではありません。これは、現在の3人の裁判官による刑事訴訟と同じです（3人の中の2人が必要です）。一方、英米の刑事裁判では伝統的に陪審員の全員一致の評決が必要でした。最近、少し例外があります。例えば、イギリスでは12人の中の10人の賛成で評決できる場合があります。しかし、アメリカのほとんどの刑事事件ではまだ全員一致の評決が必要です。ニュージーランドでも全員一致の評決が必要です。オーストラリアでは、殺人などの重大な事件では全員一致の評決が必要です。

もちろん、多数決の評決は全員一致の評決より達成しやすいのです。しかし、私は、刑事裁判で多数決の評決が認められることに反対です。その理由はいくつあります。一つは、刑事事件の証明基準は「beyond a reasonable doubt」（合理的疑いの余地なく）ということです。この基準を定義、説明するのは難しいのですが、もし陪審員（日本の場合、裁判員あるいは裁判官）の1人でも無罪だという意見があった場合、検察側は「合理的疑いの余地な

く」の証明基準を達成していないという意見があります。つまり、合理的疑いが残っていますので、有罪にすることができません。私は、多数決の評決により実際に無罪の被告人に対して有罪の評決が下されるのを恐れています。

もう一つの理由は、多数決の評決しか必要がない場合、その数に達成したら（つまり、裁判員制度では9人の中の5人になったら）反対のメンバーの意見が無視されることがおこります。その場合、証拠を深く検討しない可能性があります。一方、全員一致の評決が必要な場合、陪審員は詳しく評議しなくてはなりません。

あるリサーチでの陪審員の意見によると、全員一致の評決の方が支持されていて、また被告人に対して公平であり満足という結果が出てます。ところで、日本の弁護士たちは全員一致の評決を提案しました。全員一致の評決は被告人を守ることができるからです。しかし、裁判官と検察官はこれを支持しませんでした。弁護士たちはこの議論に負けのです。

多数決の評決についてもう一つの問題があります。裁判官は最後に判決の理由を書かなくてはなりません。しかし、どのように裁判員の意見、特に反対意見を扱うかが難しいのです。英米陪審制度では陪審員は理由を書かされません。

3.6 メディアの影響

英米陪審制度と日本の裁判員制度との次の相違点は、メディアについてのルールです。今の日本では、テレビや新聞などのメディアは刑事事件の被告人について自由に報道します。しかし、このような報道は裁判員に影響を与える可能性があります。裁判員は法廷で提出された証拠だけではなく、テレビでも新聞でも見た情報によって評決をする恐れがあります。これは「Trial by media」（メディアによる審理）という現象です。この点について、アメリカは日本と似ています。つまり、メディアは普段、刑事事件とその容疑者について自由に報道します。しかし、イギリスやオーストラリアではメディ

アの報道について厳しい制約があります。例えば、イギリスでは容疑者が逮捕されたら法律でメディアは審理まで報道することができません。そして、審理の間、メディアは法廷で出された証拠しか報道することができません。

日本やアメリカのアプローチか、イギリスやオーストラリアのアプローチか、どちらの方がよいかは陪審員、裁判員がどのぐらい信用できるか、期待できるかということです。イギリスやオーストラリアでは、陪審員はすぐメディアのレポートによって影響を与えられると考えられています。一方、アメリカでは陪審員がメディアのレポートを無視することができると考えられています。もちろん、これは表現の自由という原則にも関係があります。アメリカの憲法の下でメディアの自由表現が保障されています。日本は、どのぐらい裁判員に期待できるか、メディアの自由表現と被告人の公平な審理との間のバランスを検討した方が良いと、私は思います。

メディアについても一つの課題があります。日本の裁判員は評議の内容や他の裁判員の身分などを秘密として守らなくてはなりません。したがって、アメリカと違って、裁判員は裁判の経験について本を書いたり、インタビューを受けたりすることはできません。

3.7 スピードと理解

裁判員制度の導入はもう一つの改革をもたらすと言われています。これは刑事裁判の審理のスピードということです。つまり、刑事訴訟はより早く終わるということです。現在は、刑事裁判は結審まで何年もかかる場合が多いです。例えば、オウムの審理は10年ぐらいかかったと聞きました。その理由の一つは、日本の刑事裁判の手続により、審理はいくつかの部分に分かれていることです。例えば、審理は月に一回、一日しか開きません。証拠、証人が多い場合、この形では審理の終了までは何年もかかる場合が多いです。このやり方は裁判員にとって大変だと思われています。したがって、法律で裁判官、検察官、弁護士には裁判員の負担が過重なものにならないとか、審理

を迅速で分かりやすいものとするかに努力する義務があります。だから、できるかぎり審理は一回開いて終了するような手続を導入する計画があるようです。例えば、審理は数日間継続の形で全ての証拠を提出する方法。このような手続は、英米の刑事訴訟手続に似ています。

このような手続の方がよいと、私は思います。特に被告人にとって何年もかかる審理は大変で不公平だと思います。しかし、これについて言いたいポイントは2つあります。一つは、イギリスやアメリカで、陪審裁判は裁判官のみによる裁判より時間がかかります。例えば、裁判官による裁判が4日間かかった場合、陪審による同じ裁判は5日間かかるかもしれません。この理由は陪審員が素人なので検察官や弁護士はよりゆっくり証拠を提出したり議論したりしなくてはなりません。もう一つは、継続審理の場合、検察官と弁護士はより頑張らなくてはならないからです。現在の訴訟の手続では検察官と弁護士は少しずつ証拠を提出します。つまり、証拠を提出したり議論をしたりする機会がたくさんあります。したがって、一回間違っても、次回そのミスを訂正する可能性があります。一方、英米の継続審理の形では検察官と弁護士は機会は一回しかありません。だから審理が始まるまで証拠の準備を十分に行います。間違った場合、直す機会がありませんので。検察官と弁護士に掛かる圧力は大変なのです。

3.8 99%の有罪率と国民の支持

最後に、司法制度の効果と裁判員制度の目的について述べます。裁判員制度の目的は、法律によって、司法制度に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することとしています。これは、より民主的な社会をもたらすためと言われています。国会の選挙制度と別に国民は直接司法制度に参加することができます。民主的な社会をつくるために国民は司法制度を理解しなくてはなりません。それから、よりよい正義をもたらす目的もあると言われています。つまり、日本の裁判官は社会についての知識や経験が少ないので、

常識のある一般国民が参加するとより公平な結果が生まれます⁸。

日本の国民はどのぐらい司法制度を理解または信頼しているのか、私はよくわかりません。日本の政府（法務省）と法律家（裁判官、弁護士、特に弁護士）は現在の刑事訴訟制度に対して満足してなかったので改革を進めました。しかし、日本人の一般国民は、裁判員制度を支持するかが、私は分かりませんが、考えて欲しいことが一つあります。現在、日本の刑事裁判の有罪率は100%近くです⁹。この統計だけで日本の司法制度は大変な問題があることが証明されたと、私は思います。つまり、日本では被疑者が起訴されると、「もう有罪」という意味です。裁判官はいつも警察、検察側の主張、起訴する判断を正当と認めるからです。これを前提に考えると、有罪か無罪かの評決に関して裁判官も弁護人も要りません。起訴されたら有罪の評決はもう決まっていますので。裁判官と弁護人の役割は刑罰の決定、量刑だけに限られています。

100%近くの場合、検察側の起訴する判断は正しいという意味です。これは、検察官が天才だということではないでしょうか。しかし、検察官は間違いを犯さなければなりません。人間だから起訴するかしないかの判断についてたまに間違いのは当たり前だと思います。したがって、裁判官がいつも有罪の判決を下すので、実際に無罪の被告人に対して有罪の判決が下される場合が少なからずあると思います。日本の裁判官は、裁判官の仕事を正しく果たしていないということです。裁判官は検察側から独立していません。

しかし、裁判員制度の導入によってこの問題が解決される可能性があります。アメリカやイギリスでは有罪かどうかの評決に関して陪審員は裁判官より甘いです。英米の陪審裁判での有罪率は60%~70%程度です。日本の裁判員の意見や態度はまだ分かりませんが、日本の有罪率は下がると考えられます。例えば、1928年から1945年まで日本はイギリスやアメリカと似ている陪審制度があったとき、無罪率は17%でした。イギリスやアメリカの60%、70%まで下がらないかもしれませんが、下がる可能性は高いでしょう。裁判員

制度が導入されても有罪率が相当な値で下がらなかった場合、それは裁判員が裁判員の仕事を正しく果たしていないという意味だと、私は思います。

3.9 有罪・無罪評決と刑罰の評決

法律で裁判員は被告人が有罪かどうかの判断と有罪の場合、刑の量定の判断と両方に参加します。ただし、日本のほとんどの被告人は有罪の答弁をします¹⁰。その場合、裁判員の仕事は刑の量定の決定にしか関わりません。アメリカの調査により、刑の量定、すなわち量刑について陪審員は裁判官より厳しいです。日本の裁判員も刑罰について厳しいかどうかを行方を見なくてはなりません。

3.10 裁判官、検察官の支持

日本の裁判員制度では裁判官と裁判員とによる判決について控訴する権利があります。これは英米の陪審制度と異なっています。通常、英米の陪審による事実の認定または有罪か無罪の判決に対して控訴する権利がありません。私の心配していることの一つは、日本は裁判員制度を導入しても、第一審に無罪の判決が下された場合、検察側は控訴をして、第二審の裁判官が、裁判員の参加した第一審の判決を無効にすることです。したがって、日本の裁判員制度の成功のためには、裁判官の支持が必要だと考えられます。控訴審で裁判員が参加した判決がどのように扱われるかを待ってみたいと思います。

それから、検察官は、起訴するときに裁判員制度を避けるために裁判員制度が適用されない罪を選び変更することができます。これは、検察側と弁護側との答弁取引をもたらす可能性があります。したがって、裁判員制度の成功のために検察官の支持も必要だと考えられるでしょう。

4 最後に

日本の裁判員制度は、英米型の陪審制度と比較すると相違点は色々ありますが、参考にできる点も多いと思います。その良い点を生かし、よりよい裁判員制度が創設されることを期待し、私の本日の講演とさせていただきます。

- 1 本稿は、2007年2月28日に松江ロータリークラブで行った講演を基に加筆しています。
- 2 島根大学大学院法務研究科教授。
- 3 2009年5月21日から実施されることになりました。
- 4 これは、全刑事事件中の割合です。重大な罪の陪審裁判の比率はもっと高いです。例えば、オーストラリアでは重大な罪の16～18%ぐらいの刑事事件で陪審が利用されています。
- 5 事実や証拠について争いが無い場合、裁判官一人と裁判員4人による裁判が可能です。
- 6 しかし、当該の仕事をやめた場合、裁判員になることができます。
- 7 なお、日当はそれぞれの裁判所の判断ですが、1万円以内と定められています。
- 8 日本の裁判員制度は、被告人の権利を守るのが目的ではありません。だから、例えば、英米陪審制度と異なって日本の被告人は裁判員による審理を拒否することができません。
- 9 96.6%～99.9%という統計があります。
- 10 94%。